宮城県議会議員　各位

政務調査費等に関するアンケート（ご依頼）

２００７年4月２５日
仙台市民オンブズマン　代表　坂野智憲

（問い合わせ先）
〒 980-0021 仙台市青葉区中央 4-3-28 朝市ﾋﾞﾙ 3F
TEL 022-227-9900 FAX 022-227-3267
事務局：庫山（くらやま）

皆様方におかれましては，ますますご清栄のことと存じます。

私たちは，税金の無駄遣いを監視する市民運動をすすめており，政務調査費，海外視察費，費用弁償の適正化を求める活動を行っております。私たちは，政務調査費等は税金を原資とするものである以上，最低限の経費で最大の効果を上げなければならないと考えています。

そこで，宮城県議会議員に当選された皆様が，これらの「政務調査費」,「海外視察費」,「費用弁償」についてどのようなお考えをもっていらっしゃるかについてのアンケートをさせていただく次第です。

ご回答の期限は本年５月１０日必着とさせていただき，ご回答をいただけなかった場合も含めて，６月２日の市民フォーラムでご回答内容を公表させていただく予定です。ご多忙中大変恐縮ですが，本アンケートの趣旨をご理解のうえ，ご協力くださいますようお願いします。ご回答を期待しております。

なお，私たちの問題意識は，別紙「問題意識の要旨」のとおりですので，ご参照ください。

回答日　　月　　日

アンケート内容（送信先 FAX 022-227-3267）

ご回答の期限は本年５月１０日必着

会派名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

回答者　氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

Ａ～Ｅのいずれか１つに○をおつけ下さい。

第１　政務調査費についておたずねします

１　具体的研究テーマを決めて政務調査をする必要性についてうかがいます。

Ａ　具体的研究テーマを決める必要性を強く感じる
Ｂ　ある程度感じる
Ｃ　さほど感じない
Ｄ　全く感じない
Ｅ　その他（具体的に　　）

２　会派として組織的に（調査対象を分担するなどして）調査する必要性についてうかがいます。

Ａ　組織的に調査する必要性を強く感じる
Ｂ　ある程度感じる
Ｃ　さほど感じない
Ｄ　全く感じない
Ｅ　その他（具体的に　　）

３　調査・研修にあたっては，視察者名，視察先（場所，相手方氏名等），視察期間，調査研究の目的・必要性・内容・成果等が市民によくわかるように，事前計画書および事後報告書を作成することに賛成ですか。

Ａ　賛成である
Ｂ　反対である（理由　　）
Ｃ　その他（具体的に　　）

４　３の計画書及び報告書を議長に提出して情報公開の対象とすることに賛成ですか。

A　賛成である
B　反対である（理由　　）
C　その他（具体的に　　）

5　支出項目，支出年月日，金額，債権者名，具体的な支出内容が記載された文書（１件ごとの支出伝票）を作成することに賛成ですか。

A　賛成である
B　反対である（理由　　）
C　その他（具体的に　　）

6　５の文書を議長に提出して情報公開の対象とすることに賛成ですか。

A　賛成である
B　反対である（理由　　）
C　その他（具体的に　　）

7　入手可能な領収書等の証拠書類全てを議長に提出して情報公開の対象とすることに賛成ですか。

A　賛成である
B　反対である（理由　　）
C　その他（具体的に　　）

8　旅費については，旅費規定の範囲内での実費支給とし，概算払の場合は実費精算を行うことに賛成ですか。

A　賛成である
B　反対である（理由　　）
C　その他（具体的に　　）

9　現在の県内旅費に関する簡便計算（宮城県議会における政務調査費の交付に関する条例施行規程第８条別表第２参照）についてうかがいます。

A　定額算定方式は妥当であるし，別表２は妥当な基準である
B　定額算定方式は妥当だが，別表２は高額すぎる
C　定額算定方式は妥当だが，別表２は低額すぎる
D　定額算定方式によるべきでなく，実費のみ計上すべきである
E　その他（具体的に

第２　海外視察費についておたずねします

１　現行の議員海外視察制度は必要ですか。

Ａ　必要である（理由　　）
Ｂ　不要である（理由　　）
Ｃ　その他（詳しく　　）

２　４年の任期中の海外視察費の上限額は現行では１００万円とされていますが，妥当でしょうか。

Ａ　妥当である
Ｂ　安い（少ない）
Ｃ　高い（多い）
Ｄ　その他（具体的に　　）

３　現行の旅行業者選定は各視察団にゆだねられていますが，それは妥当ですか。

Ａ　妥当である（理由　　）
Ｂ　競争の働く仕組みに改めるべきである
Ｃ　その他（具体的に　　）

４　海外視察にあたって，視察者名，視察先（場所，相手方氏名等），視察期間，視察の目的・必要性・内容・成果等が市民によくわかるように，事前計画書および事後報告書を作成することに賛成ですか。

Ａ　賛成である
Ｂ　反対である（理由　　）
Ｃ　その他（具体的に　　）

５　４の計画書及び報告書を議長に提出して情報公開の対象とすることに賛成ですか。

Ａ　賛成である
Ｂ　反対である（理由　　）
Ｃ　その他（具体的に　　）

６　旅費条例に基づく支度料の支給は必要ですか。
Ａ　必要である（理由　　）
Ｂ　不要である

C　その他（具体的に

第３　本会議・委員会等へ出席の際の費用弁償について

１　費用弁償を議員歳費とは別に支給すべきかどうかについてうかがいます。

A　従前どおり別に支給すべきである
（理由　　）
B　支給額を減額すべきである（理由　　）
C　そもそも支給すべきでない（理由　　）
D　その他（具体的に　　）

（別紙）問題意識の要旨

１　政務調査費について

例えば，政務調査費については，その使途を示す領収証の公開のみならず，同調査費を用いた政務調査活動の報告が市民に明らかにされることが必要と考えます。

すでに宮城県も含め，いくつかの県では全面公開しており，札幌市議会も政務調査費の領収書の全面公開を決定しました。（詳しくは，全国市民オンブズマン連絡会議のホームページ http://www.ombudsman.jp/　をご覧ください）

しかし現在，宮城県議会では，領収書添付は一応義務付けられているものの，「領収書その他の証拠書類を取得することが困難な場合にあっては，別に定める様式による支払い証明書をもってこれに代えることができる。」とされていて，現実には領収書の添付は一部にとどまっています。また，県内旅費（宿泊費を除く）については，いわゆる簡便計算によって，①５０㎞未満で日額７０００円，②５０㎞以上１００㎞未満で日額１１５００円，③１００㎞以上１５０㎞未満で日額１６０００円，④１５０㎞以上２００㎞未満で日額２０５００円，⑤２００㎞以上で日額２２０００円もの計上が可能とされています。これでは透明性は低いばかりでなく，水増し計上と言わざるを得ません。

２　海外視察費について

海外視察費については旅行そのものの必要性と内容が厳格に問われます。県政におけるいかなる課題を解決するためにどのような調査を行うかが事前に十分練られたのか，現実に適切妥当な視察が行われたのか，それが適切に報告されたのか，経費も適切妥当な範囲におさめられたのか，が重要です。

３　費用弁償について

費用弁償については，歳費とは別に支給する意義があるのかどうかが問題にされ，「実質的な重複受給だ」との批判もあり，再検討の時期に来ていると考えます。

以上